

介護老人福祉施設たきべ野 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人孝悌会が開設する指定介護老人福祉施設たきべ野（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護の状態にある者（以下「入所者」という。）に対し、適正な施設サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、入所者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するものとする。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視しながら、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設、地域の保健・医療・施設サービス機関との連携を図るものとする。

3 施設が提供する介護福祉施設サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人福祉施設たきべ野
- (2) 所在地 安曇野市豊科高家5090番地1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、必要に応じて増員することができる。

- (1) 管理者 1名
管理者は、施設に携わる職員の管理、指導を行う。
- (2) 医師（非常勤） 1名
医師は入所者の疾病又は負傷に対して、適確な診断のもと、妥当適切に診療を行う。
- (3) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、施設サービス計画の作成並びに必要な助言その他の援助を行う。
- (4) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、入所者又はその家族からの相談及び生活指導に適切に応じるとともに、介護支援専門員との連携を図り、入所者への援助を行う。
- (5) 看護・介護職員 34名以上
 - ・看護職員 3名以上
 - ・介護職員 31名以上看護・介護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。

- (6) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、入所者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行う。
- (7) 栄養士又は管理栄養士 1名以上
栄養士又は管理栄養士は、入所者の給食管理及び栄養管理を行う。
- (8) その他従業員 実情に応じた適当数

(入所定員)

第5条 施設の入所定員は、80名とする。(ユニット型個室 80名)

ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

- 2 ユニット数は10で、ユニットごとの入居定員は10名とする。これは介護老人福祉施設たきべ野 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護との共用とする。

(事業の内容)

第6条 サービスは、施設サービス計画に沿って行う。

(1) 入所者の自立の支援と日常生活上の援助

- ①介護は、各ユニットにおいて入所者が相互に社会関係を築き、心身の状況等に応じ自律的な日常生活を営むことができるよう支援する。
- ②入所者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むよう支援する。
- ③入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により排せつの自立に向けて支援する。

(2) 食事の提供

- ①入所者の食事は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとし、入所者の自立に配慮し、できる限り離床し食堂で行う。
- ②入所者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、心身の状況に応じてできる限り自立した食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。

(3) 機能訓練

入所者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練を行う。

(4) 健康管理

医師及び看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、健康維持のための必要な措置をする。

(5) 相談及び援助

入所者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、入所者又はその家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言、援助を行う。

(6) その他のサービスの提供

入所者のための教養娯楽設備を備えるほか、レクリエーション行事を適宜に行う。

(サービスの取扱方針)

第7条 施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、入所者の心身の状況等に応じて妥当適切な処遇を行う。

- 2 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて適切な技術をもって行う。

- 3 従業者は、入所者の人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、入所者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別サービス計画を作成することにより、入所者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 4 従業者は、入所者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 5 施設は、常に提供したサービスの質の管理・評価を行う。

(利用料その他の費用)

第8条 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスに該当する場合は、各入所者の介護保険負担割合証に記載された割合を乗じた額とする。

- 2 前項に掲げる費用の他、居住費、食費、その他通常必要となる日常生活上の便宜に係る費用で、その入所者に負担させることが相当と認められる費用については、契約書別紙の「介護老人福祉施設たきべ野 利用料金表」に定めるとおりとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 入所者がサービスの提供を受ける際に注意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 入所時に、施設内で行われるサービスに関する説明を受け、十分に理解をしたうえでサービスを受けるものとする。
- (2) 施設内の器具・設備の使用については、施設の職員の指示に従うものとし、器具の破損等には十分注意する。
- (3) 施設内に、危険物等、他の入所者の迷惑となるようなものは持ち込まない。
- (4) 施設における日課を守るとともに、他の入所者の迷惑となるような行為については行わない。

(緊急時の対応)

第10条 入所者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡をとる等必要な処置を行う。

(事故防止及び賠償責任)

第11条 施設は、入所者の事故の発生又は再発を防止するため、事故報告様式を作成・周知し、安全対策担当者を定め、組織的な安全対策体制を整備するとともに、委員会を定期的開催し、従業者に対し年2回以上研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- 2 入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族又は身元引受人並びに関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 入所者に対するサービスの提供にともなって、天災地変等不可抗力による場合を除き、施設の責に帰すべき事由により入所者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、入所者に対してその損害を賠償する。ただし、入所者にも故意または重大な過失が認められる場合は、損害賠償の額を減じることができる。
- 4 施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び水防法第15条の3に規定する避難確保計画に基づき、非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は施設管理者を当て、火元責任者には各室の責任者を当てる。
- (2) 始業時・就寝時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害設備は常に有効に保持するように努める。
- (4) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (5) 非常災害設備の使用法の徹底を、随時行う。
- (6) 消火訓練・避難訓練（夜間を想定した訓練を含む）を年2回、通報訓練を年1回行う。また、浸水を想定した防災訓練を年1回行う。
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(苦情処理)

第13条 提供したサービスに関する入所者及びその家族からの苦情や施設外からの苦情については、別に定める「福祉サービスに対する苦情解決に関する要綱」により、迅速かつ適切に対応し、苦情に関する記録は、5年間保存するものとする。

- 2 苦情の処理に当たり、状況に応じて、市町村又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導助言を受けた場合においては、その指導助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第14条 施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話の活用可能）を設置し定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し虐待防止のための研修を年2回以上開催する。
 - (4) 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村に報告するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第15条 施設は、サービスの提供にあたっては、入所者または他の入所者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。また身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、利用者や家族に説明を行い、同意を得た上で実施する。

- 2 施設は身体拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施する。

(提供拒否の禁止)

第16条 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒まないものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第17条 施設は、入所申込者に対して自ら適切な介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第18条 施設は、サービス提供の開始に際し、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

- 2 前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、同意見に配慮して、施設サービスを提供するよう努めるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第19条 施設は、サービス提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない入所申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該入所申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 施設は、要介護認定更新の申請が、遅くとも当該入所者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第20条 施設は、サービスの提供に当たっては、入所者に係るサービス担当者会議等を通じて、入所者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(記録の整備)

第21条 施設は、この事業を行うために必要な記録を整備し、その完結の日から2年間(苦情・事故・身体拘束に関する記録は5年間)保存するものとする。

(入所者に関する市町村への通知)

第22条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(掲示)

第23条 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第24条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業者であった者が、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 サービス担当者会議において、入所者の個人情報を用いる場合は入所者の同意を、入所者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第25条 施設は、当該施設において感染症が発生し、またはまん延しないように以下のような措置を講ずる。

(1) 感染症対策委員会（テレビ電話の活用可能）を3月に1回以上開催する。

(2) 感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年2回以上実施する。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第26条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、入所者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益の供与を禁止するものとする。

(地域社会との連携)

第27条 施設は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域の交流に努めるものとする。

(ハラスメントの防止)

第28条 施設は、従業者に対し、ハラスメントを防止するための必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第29条 感染症や非常災害等の発生時において、入所者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講ずる。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、研修及び訓練を年2回以上実施する。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第30条 施設は、従業者の資質の向上を図るため、採用後6ヶ月以内に新規採用時研修を実施する。また研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は施設が定める。

- (附則) 1 この規程は、平成16年10月16日から施行する。
- 2 この規程は、平成17年10月 1日から改定施行する。
- 3 この規程は、平成20年 4月 1日から改定施行する。
- 4 この規程は、平成25年 4月 1日から改定施行する。
- 5 この規程は、平成28年11月 1日から改定施行する。
- 6 この規程は、令和 元年 6月 1日から改定施行する。
- 7 この規程は、令和 元年10月 1日から改定施行する。
- 8 この規程は、令和 3年 4月 1日から改定施行する。
- 9 この規程は、令和 4年12月16日から改定施行する。
- 10 この規程は、令和 6年 2月 1日から改定施行する。
- 11 この規程は、令和 6年 4月 1日から改定施行する。